

令和 3 年度 版

事業概要

(令和 2 年度 実績)

三重県障害者相談支援センター

目 次

第1 概要	1
1 沿革	
2 名称・所在地・建物配置図等	
3 所管区域	
4 組織及び職員配置	
第2 業務内容	7
1 総務・身体障害者支援課	
2 知的障害者支援課	
第3 令和2年度業務実績	12
1 総務・身体障害者支援課	
(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3) 身体障害者手帳交付者数	
(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7) 療育手帳交付者数	
(8) 相談業務	
(9) 判定業務	
(10) 判定等実施状況	
(11) 判定依頼件数の過去5年間の推移	
(12) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移	
(13) 判定依頼状況の過去5年間の推移	

- (14) 更生医療の判定件数
- (15) 補装具判定の状況
- (16) 研修の状況
- (17) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (18) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

2 知的障害者支援課

- (1) 年度別相談人員の推移
- (2) 相談形態割合
- (3) 相談判定処理状況
- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実にに向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

また、統合時に当センターに新たに「地域支援課」を設置し、障がい者相談支援体制強化事業及び人材育成事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「相談支援センター」の機能の充実にに向けた支援や、「協議会」の活性化を図る地域支援を行ってきました。

さらに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、この法律により県は「障害者権利擁護センター」としての機能を果たすことが義務付けられました。そこで障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

平成31年4月、組織改正により当センターの「地域支援課」「三重県障害者権利擁護センター」は、県庁内 子ども・福祉部障がい福祉課に移管されました。

1 沿革

(1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月 三重県民生部厚生課内に設置

昭和30年6月 三重県身体障害者更生指導所(津市藤方2283-1)
の設置に伴い移転

昭和 60 年 4 月 三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地 2）の整備に伴い、同センター内に移転

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」（津市一身田大古曾 670 番地 2）として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

（2）知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方 2283-1）内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」（津市城山 1 丁目 12-2）内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古曾字雁田 694-1）に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」（津市城山 1 丁目 12-2）を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

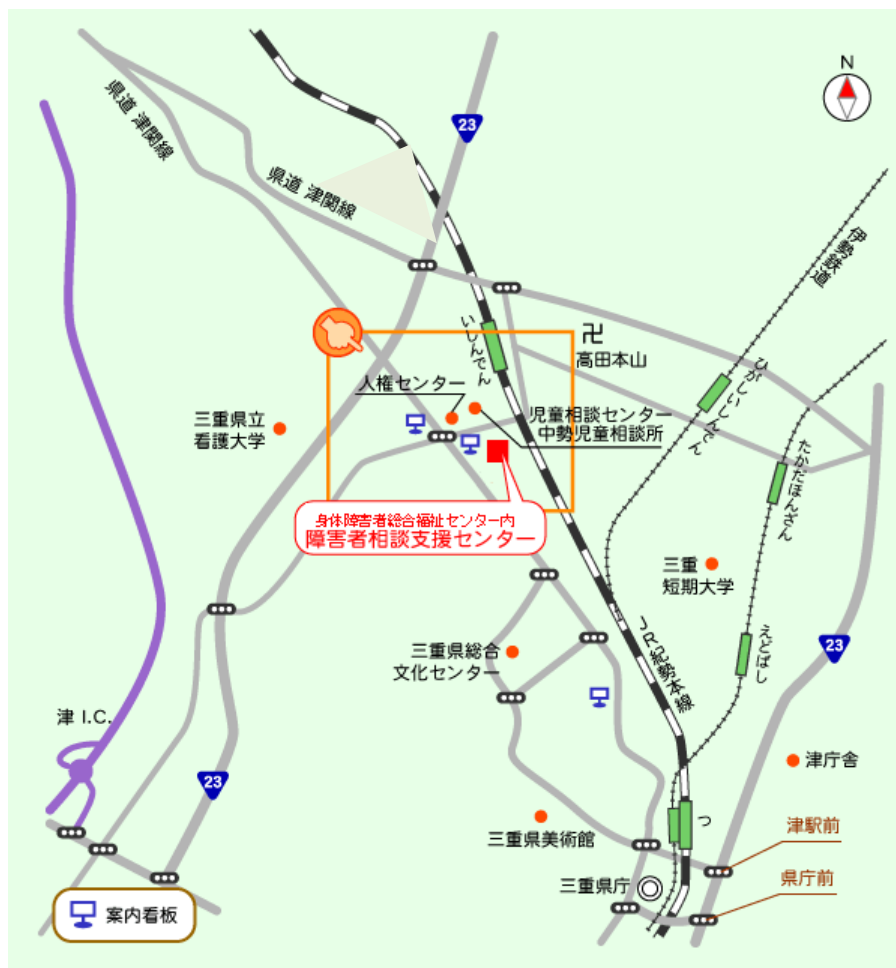
※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地 2）内に移転

2 名称・所在地・建物配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
TEL 059-236-0400 (総務・身体障害者支援課)
059-232-7356
059-232-7531 (知的障害者支援課)
FAX 059-231-0687
E-mail shogaic@pref.mie.lg.jp
HP <http://www.pref.mie.lg.jp/SHOGAIC/HP/>

・案内図



交通：JR 一身田駅から徒歩約 10 分
津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」
「人権センター口」からは徒歩約 3 分

3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町



令和3年4月1日

地域名	総数	男	女	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	214,899	106,607	108,292	12.2%	86,437	11.6%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	371,509	185,324	186,185	21.1%	159,315	21.5%	四日市市・三重郡
鈴鹿	244,654	121,996	122,658	13.9%	102,866	13.9%	鈴鹿市・亀山市
津	273,674	132,919	140,755	15.5%	117,341	15.8%	津市
松阪	203,342	97,324	106,018	11.5%	82,576	11.1%	松阪市・多気郡
伊勢	226,316	106,584	119,732	12.8%	94,976	12.8%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	163,984	79,681	84,303	9.3%	67,962	9.2%	名張市・伊賀市
尾鷲	30,483	14,079	16,404	1.7%	14,893	2.0%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	33,960	15,681	18,279	1.9%	16,117	2.2%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,762,821	860,195	902,626	100.0%	742,483	100.0%	

4 組織及び職員配置（令和3年4月1日現在）

所長（事務）		1名
総務・身体障害者支援課	課長（事務）	1名
	事務	3名
	技術	1名
	看護師	2名
	行政事務支援員	2名
	医師（非常勤嘱託）	9名
知的障害者支援課	課長（事務）	1名
	ケースワーカー	3名
	（事務1名、技術2名）	
	心理判定員	3名
	行政事務支援員	1名
	医師（非常勤嘱託）	1名

【再掲】

事務吏員	7名
技術吏員	8名
行政事務支援員（事務）	3名
嘱託医	10名

第2 業務内容

1 総務・身体障害者支援課

身体障害者福祉法第 11 条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成 15 年 3 月 25 日、障発 0325001 号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

(1) 身体障害者手帳の交付業務

平成 18 年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(2) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項医師の指定業務

(3) 療育手帳の交付業務

平成 18 年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(4) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な判定業務は次のとおりです。

- ①身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定
- ②補装具の処方及び適合判定
- ③施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

(5) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

重症心身障害者については、療養介護（鈴鹿病院・三重病院・済生会明和病院）の利用（入所）を希望する18歳以上の者を対象に利用調整を実施しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

(6) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

(7) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局、訪問看護ステーションからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

(8) その他庶務、経理業務

2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令第1条、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 市町の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報提供その他必要な援助（市町が施設入所させて更生援護を行い、

又は更生援護を行うことを委託する措置に係るものに限る。)

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定
- ・ 障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の支給決定に際し意見を述べ、また、技術的事項について協力並びに援助
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付

(1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、市町を通じて本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

① 実施方法

ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である等の事情により、年間計画を立てて居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

② 相談内容

ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所利用に関する相談

イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不適応行動、余暇活動等に関する相談

カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、家庭における教育等に関する相談

キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

③ 判定内容

ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する判定書（各種証明書等）を交付しています。

(2) 地域支援

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい者入所調整会議等）に出席し、困難事例等に対する支援検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必要に応じて助言や提案を行っています。

② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿

の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

③ 行動観察事業

地域生活において何らかの不適応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、一時的に入所施設（障害者支援施設「城山れんげの里」）を利用して行動観察を行い、再度地域での生活が可能となるように支援しています。

（3）関係機関への支援

・三重県地域生活定着支援センター

知的障がいを有するため、又は知的障がい疑われるために福祉的な支援を必要とする矯正施設及び更生保護施設等の退所予定者又は退所者のうち、18歳以上の者で援護を実施する市町が定まっておらず、判定を受けることを同意している者について、三重県地域生活定着支援センターの依頼により、社会復帰及び地域生活への定着支援に資するよう知的障がいの判定を行っています。

（4）研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

第3 令和2年度業務実績

1 総務・身体障害者支援課

(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

		視 覚	聴 覚 平 衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心 臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	267	416	87	2,147	61	850	582
	再交付(認定)	186	173	25	716	19	189	301
	再交付(取替)	75	102	13	455	23	173	85
	居住地変更	98	110	29	642	69	129	91
	返還	314	375	86	2,495	2	687	484
	県内転入	13	29	6	142	2	32	16
	県外転出	16	18	4	108	4	24	9
合計		969	1,223	250	6,705	180	2,084	1,568

		呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	肝臓	その他	合 計
交付・ 処理 件数	新規交付	274	511	1	31	13	5,240
	再交付(認定)	45	112	4	10	2	1,782
	再交付(取替)	13	35	0	3	1	978
	居住地変更	23	60	2	5	9	1,267
	返還	273	425	5	34	2	5,182
	県内転入	3	9	1	0	13	266
	県外転出	2	7	0	0	2	194
合計		633	1,159	13	83	42	14,909

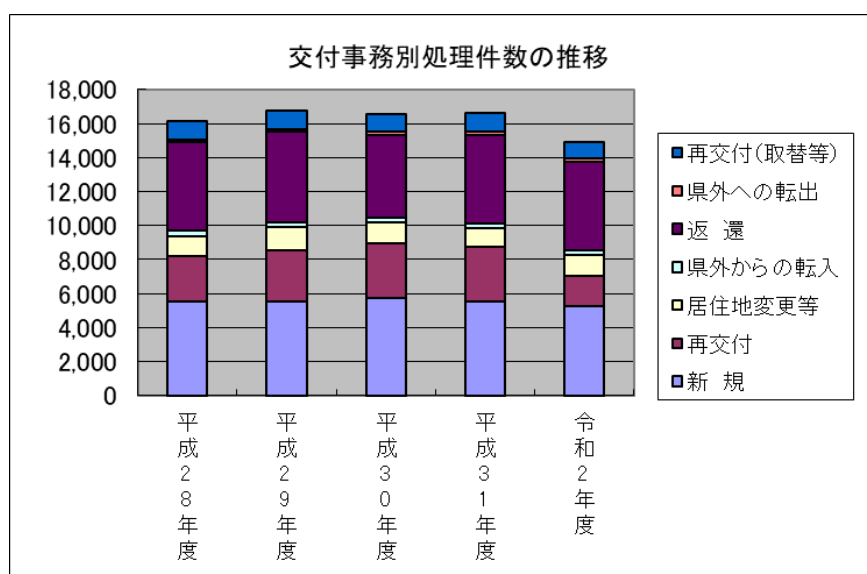
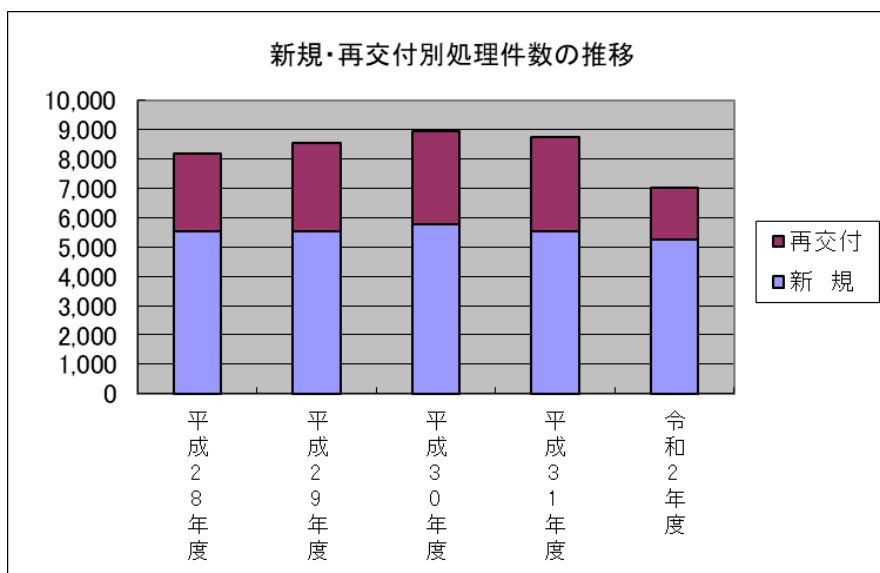
身体障害者手帳市町別交付事務処理件数

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	772	263	163	233	706	42	26	2,205
四日市市	846	280	170	214	642	42	37	2,231
伊勢市	407	132	81	84	407	21	16	1,148
松阪市	444	119	95	149	502	10	6	1,325
桑名市	438	172	62	66	388	12	18	1,156
鈴鹿市	515	181	121	145	579	39	18	1,598
名張市	229	83	37	41	224	20	15	649
尾鷲市	75	29	16	32	77	4	5	238
亀山市	122	42	26	34	152	4	3	383
鳥羽市	84	35	7	4	73	3	3	209
熊野市	71	22	4	13	63	3	2	178
いなべ市	143	41	24	27	103	8	7	353
志摩市	191	48	22	51	184	10	3	509
伊賀市	239	86	61	45	344	24	14	813
市計	4,576	1,533	889	1,138	4,444	242	173	12,995
木曾岬町	17	5	1	2	18	1	0	44
東員町	80	44	10	10	60	5	3	212
菰野町	105	33	18	37	109	9	1	312
朝日町	26	9	4	6	22	1	1	69
川越町	32	6	2	6	34	1	3	84
多気町	44	19	3	7	53	0	1	127
明和町	58	16	5	4	80	1	1	165
大台町	27	8	3	6	57	0	6	107
玉城町	27	14	4	9	36	0	0	90
度会町	31	10	5	6	24	2	0	78
大紀町	35	5	5	5	52	2	0	104
南伊勢町	48	17	5	8	43	0	1	122
紀北町	67	30	11	6	75	0	1	190
御浜町	36	11	6	13	35	0	0	101
紀宝町	31	22	7	4	40	2	3	109
町計	664	249	89	129	738	24	21	1,914
合計	5,240	1,782	978	1,267	5,182	266	194	14,909

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	令和 2 年 度
新規	5,517	5,516	5,758	5,525	5,240
再交付	2,685	3,025	3,211	3,215	1,782
居住地変更等	1,174	1,391	1,190	1,109	1,267
県外からの転入	329	260	284	259	266
返 還	5,204	5,299	4,866	5,185	5,182
県外への転出	167	178	200	214	194
再交付(取替等)	1,087	1,112	1,052	1,104	978
合 計	16,163	16,781	16,561	16,611	14,909



(3) 身体障害者手帳交付者数 (令和3年4月1日現在)

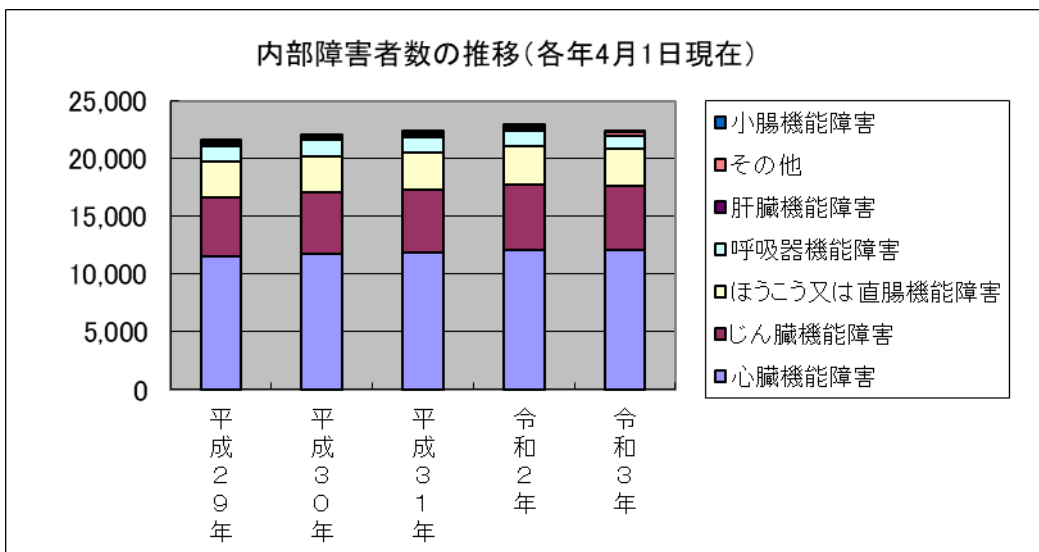
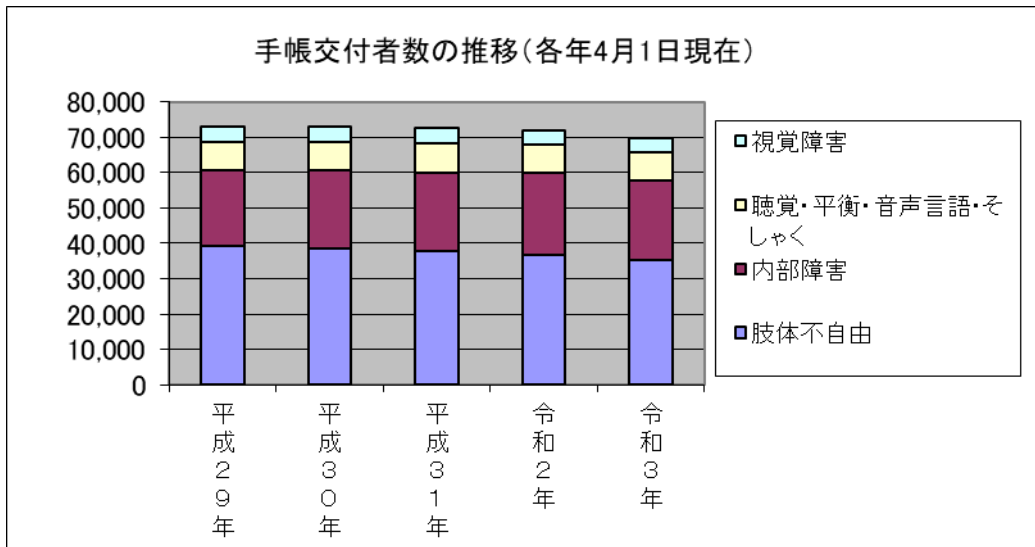
等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比	
障害別										
視覚障害	児	29	6	2	5	10	3	55	5.8%	
	者	1,377	1,290	298	271	489	258	3,983		
	計	1,406	1,296	300	276	499	261	4,038		
聴覚又は 平衡機能障害	児	2	65	27	23	0	37	154	10.1%	
	者	298	1,507	974	1,312	36	2,752	6,879		
	計	300	1,572	1,001	1,335	36	2,789	7,033		
音声,言語機能 又はそしゃく 機能障害	児	0	0	2	3			5	1.2%	
	者	36	60	410	293			799		
	計	36	60	412	296	0	0	804		
肢体不自由	児	402	315	77	24	70	15	903	50.6%	
	者	6,010	6,576	7,382	9,488	3,147	1,827	34,430		
	計	6,412	6,891	7,459	9,512	3,217	1,842	35,333		
内 部 障 害	心臓機能障害	児	56	1	48	15			120	17.3%
		者	8,173	74	1,945	1,745			11,937	
		計	8,229	75	1,993	1,760	0	0	12,057	
	呼吸器機能障害	児	13	0	8	1			22	1.7%
		者	278	21	688	193			1,180	
		計	291	21	696	194	0	0	1,202	
	じん臓機能障害	児	12	0	0	0			12	7.9%
		者	5,113	17	252	138			5,520	
		計	5,125	17	252	138	0	0	5,532	
	ぼうこう又は 直腸機能障害	児	2	0	13	8			23	4.6%
		者	13	7	197	2,984			3,201	
		計	15	7	210	2,992	0	0	3,224	
	小腸機能障害	児	1	0	2	0			3	0.1%
		者	17	5	5	40			67	
		計	18	5	7	40	0	0	70	
	肝臓機能障害	児	18	0	0	0			18	0.3%
		者	117	25	19	23			184	
		計	135	25	19	23	0	0	202	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.4%
		者	39	117	90	19			265	
		計	39	117	90	19	0	0	265	
	(内部障害計)	児	102	1	71	24	0	0	198	32.3%
		者	13,750	266	3,196	5,142	0	0	22,354	
		計	13,852	267	3,267	5,166	0	0	22,552	
合計	児	535	387	179	79	80	55	1,315	100.0%	
	者	21,471	9,699	12,260	16,506	3,672	4,837	68,445		
	計	22,006	10,086	12,439	16,585	3,752	4,892	69,760		
等級別構成比		31.5%	14.5%	17.8%	23.8%	5.4%	7.0%	100.0%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

身体障害者手帳市町別交付者数

(単位:人)

障害区分 市町名	視覚	聴覚・ 平衡	音声 言語 そし やく	肢体 不自 由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心 臓	呼吸 器	腎 臓	膀胱 直腸	小 腸	肝 臓	その 他	計	児	者	
津市	692	1,003	105	5,762	1,706	161	822	478	11	41	0	3,219	241	10,540	10,781
四日市市	636	897	124	4,772	1,930	147	938	483	7	23	0	3,528	222	9,735	9,957
伊勢市	304	594	55	2,411	977	103	391	213	3	20	0	1,707	94	4,977	5,071
松阪市	359	686	93	3,273	1,019	109	514	340	9	19	0	2,010	140	6,281	6,421
桑名市	262	396	45	2,096	937	87	330	234	8	7	0	1,603	87	4,315	4,402
鈴鹿市	376	744	73	3,561	1,049	109	629	304	10	19	0	2,120	171	6,703	6,874
名張市	189	374	39	1,799	553	55	220	139	7	13	0	987	62	3,326	3,388
尾鷲市	55	101	16	559	185	20	106	51	2	3	0	367	14	1,084	1,098
亀山市	94	180	24	1,008	250	24	147	99	0	6	0	526	49	1,783	1,832
鳥羽市	71	139	17	509	195	25	88	46	0	4	0	358	4	1,090	1,094
熊野市	36	83	2	521	169	30	63	54	0	2	0	318	9	951	960
いなべ市	94	177	22	795	269	30	123	74	1	7	0	504	21	1,571	1,592
志摩市	139	318	31	1,143	418	49	177	107	1	6	0	758	22	2,367	2,389
伊賀市	253	438	45	2,422	680	62	267	168	3	17	0	1,197	28	4,327	4,355
(市計)	3,560	6,130	691	30,631	10,337	1,011	4,815	2,790	62	187	0	19,202	1,164	59,050	60,214
木曾岬町	13	12	7	91	45	6	22	16	0	0	0	89	3	209	212
東員町	50	83	10	438	171	21	78	41	1	2	0	314	20	875	895
菰野町	66	128	12	685	229	32	135	67	2	1	0	466	28	1,329	1,357
朝日町	15	26	1	103	54	4	19	15	0	0	0	92	10	227	237
川越町	11	17	5	197	76	4	30	14	0	0	0	124	7	347	354
多気町	28	68	5	282	109	4	41	33	1	1	0	189	10	562	572
明和町	44	112	8	486	185	18	52	42	0	2	0	299	23	926	949
大台町	12	28	8	250	83	8	23	25	0	0	0	139	3	434	437
玉城町	39	54	9	322	119	15	49	19	1	0	0	203	14	613	627
度会町	24	42	1	184	70	8	26	18	1	1	0	124	3	372	375
大紀町	29	46	5	262	90	18	43	20	1	0	0	172	4	510	514
南伊勢町	68	142	17	471	206	14	58	38	0	3	0	319	11	1,006	1,017
紀北町	42	80	13	447	148	12	70	38	1	3	0	272	7	847	854
御浜町	20	29	3	204	60	20	28	26	0	1	0	135	2	389	391
紀宝町	17	36	9	280	75	7	43	22	0	1	0	148	6	484	490
(町計)	478	903	113	4,702	1,720	191	717	434	8	15	0	3,085	151	9,130	9,281
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	265	265	0	265	265
県合計	4,038	7,033	804	35,333	12,057	1,202	5,532	3,224	70	202	265	22,552	1,315	68,445	69,760



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 令和2年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	9	12	19	10	6	5	61
指定件数	9	12	19	10	6	5	61
うち新規指定者	8	11	14	5	6	5	49

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
指定申請件数	50	50	58	72	54	61
指定件数	50	50	58	72	54	61

障害保健福祉圏域別指定医師配置状況 (令和3年4月1日現在)

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
桑名員弁	238	866	25	27	31	45	26	165	112	117	112	85	88	2	31
桑名市	180	687	18	20	25	38	21	125	88	94	89	69	73	1	26
いなべ市	44	140	5	4	4	5	3	30	18	18	18	15	14	1	5
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	14	39	2	3	2	2	2	10	6	5	5	1	1	0	0
四日市	441	1559	47	37	56	82	49	295	213	232	214	137	153	6	38
四日市市	399	1403	41	33	51	74	46	264	191	208	194	122	137	6	36
菟野町	31	119	5	4	5	7	3	23	16	17	14	12	12	0	1
朝日町	4	12	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1
川越町	7	25	1	0	0	1	0	6	4	4	4	2	3	0	0
鈴鹿・亀山	258	872	28	21	26	47	23	183	119	122	119	73	89	3	19
鈴鹿市	220	743	21	18	23	43	20	158	101	105	100	62	76	3	13
亀山市	38	129	7	3	3	4	3	25	18	17	19	11	13	0	6
津	530	1,975	71	64	80	119	76	355	266	255	265	173	190	9	52
津市	530	1,975	71	64	80	119	76	355	266	255	265	173	190	9	52
松阪多気	283	994	32	23	32	48	24	195	144	151	138	80	101	2	24
松阪市	238	833	27	19	27	40	21	160	120	129	115	66	86	1	22
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	26	93	4	3	4	6	2	19	14	12	12	8	7	1	1
大台町	15	56	0	1	1	2	1	13	8	8	9	5	7	0	1
伊勢志摩	266	956	34	30	38	52	28	185	133	135	134	72	91	5	19
伊勢市	179	620	27	25	32	42	23	114	81	84	81	42	56	3	10
鳥羽市	13	59	1	0	0	1	0	12	9	8	9	7	7	2	3
志摩市	47	164	6	4	5	7	4	33	23	24	24	15	16	0	3
玉城町	11	54	0	1	1	2	1	10	8	8	8	7	7	0	1
度会町	1	1						1							
南伊勢町	9	38	0	0	0	0	0	9	8	7	7	1	4	0	2
大紀町	6	20	0	0	0	0	0	6	4	4	5	0	1	0	0
伊賀	168	574	14	11	11	20	9	113	87	89	82	57	66	0	15
名張市	76	244	5	5	5	9	5	49	38	38	39	20	26	0	5
伊賀市	92	330	9	6	6	11	4	64	49	51	43	37	40	0	10
紀北	51	207	6	5	5	10	4	37	29	29	28	23	21	1	12
尾鷲市	34	122	6	5	5	6	4	22	14	16	14	11	11	0	8
紀北町	17	85	0	0	0	4	0	15	15	13	14	9	10	1	4
紀南	32	127	3	1	3	8	3	22	18	19	18	11	15	0	6
熊野市	11	47	2	0	1	2	1	8	8	8	7	3	6	0	1
御浜町	19	70	1	1	2	6	2	12	8	9	9	8	7	0	5
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
合計	2,267	8,130	260	219	282	431	242	1,550	1,121	1,149	1,110	711	814	28	216

(2) 市町別療育手帳交付事務処理件数

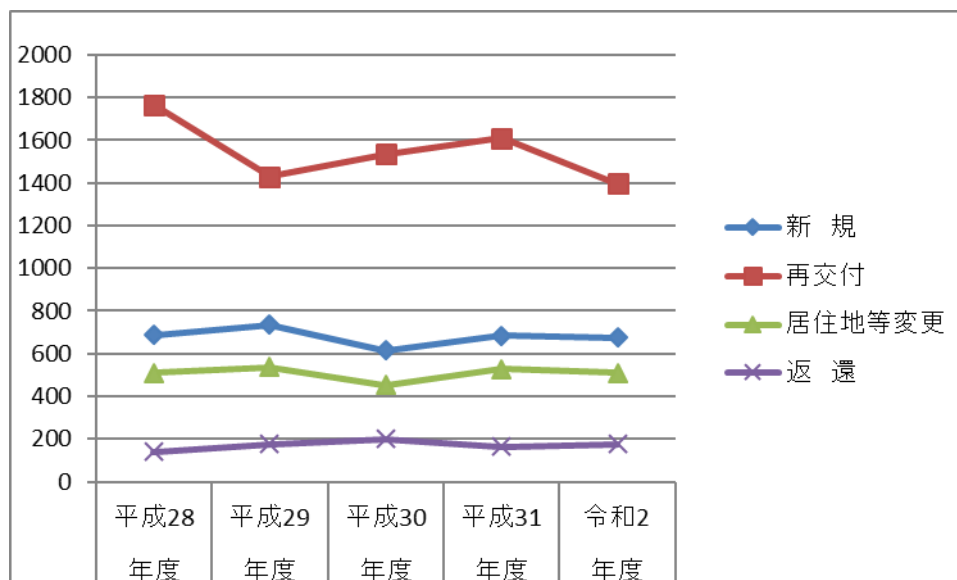
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付	居住地 等変更	返還	計
津市	109	183	82	24	398
四日市市	118	252	97	31	498
伊勢市	34	91	23	14	162
松阪市	65	115	51	11	242
桑名市	62	99	37	9	207
鈴鹿市	57	207	57	17	338
名張市	24	69	28	11	132
尾鷲市	8	12	0	0	20
亀山市	30	40	16	3	89
鳥羽市	7	12	5	3	27
熊野市	8	17	11	3	39
いなべ市	11	19	9	4	43
志摩市	13	20	7	12	52
伊賀市	36	91	23	10	160
市計	582	1,227	446	152	2,407
木曾岬町	1	8	2	0	11
東員町	6	16	7	0	29
菰野町	26	21	21	6	74
朝日町	11	10	2	1	24
川越町	7	15	3	3	28
多気町	3	16	3	2	24
明和町	12	11	4	1	28
大台町	4	8	1	2	15
玉城町	4	13	3	0	20
度会町	4	6	5	0	15
大紀町	0	5	2	0	7
南伊勢町	2	12	1	2	17
紀北町	2	12	2	0	16
御浜町	6	7	6	2	21
紀宝町	4	9	1	4	18
町計	92	169	63	23	347
合計	674	1,396	509	175	2,754

(6)年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
新規	687	735	615	684	674
再交付	1,767	1,431	1,534	1,610	1,396
小計	2,454	2,166	2,149	2,294	2,070
居住地等変更	511	538	454	529	509
返還	140	175	199	165	175
合計	3,105	2,879	2,802	2,988	2,754

処理件数の推移



(7)療育手帳交付者数(令和3年4月1日現在)

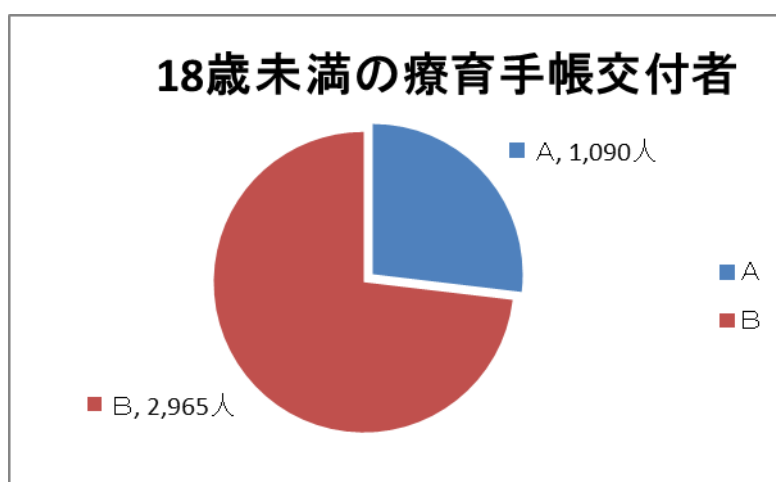
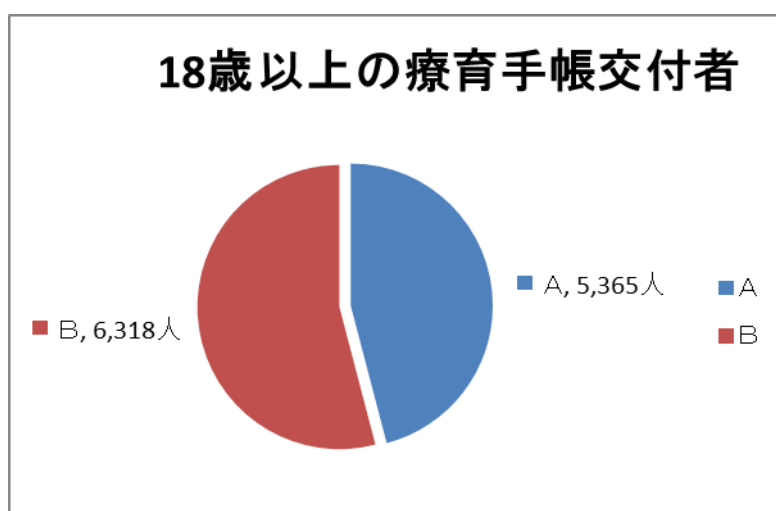
(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,628	891	176	439	615	915	989	1,904	1,091	1,428	2,519
四日市市	1,627	918	234	528	762	761	1,022	1,783	995	1,550	2,545
伊勢市	598	374	57	147	204	374	394	768	431	541	972
松阪市	891	537	58	314	372	484	572	1,056	542	886	1,428
桑名市	729	418	100	279	379	335	433	768	435	712	1,147
鈴鹿市	1,144	636	144	407	551	577	652	1,229	721	1,059	1,780
名張市	493	299	51	114	165	241	386	627	292	500	792
尾鷲市	100	66	5	25	30	69	67	136	74	92	166
亀山市	277	123	38	93	131	106	163	269	144	256	400
鳥羽市	104	78	7	14	21	90	71	161	97	85	182
熊野市	136	74	6	38	44	86	80	166	92	118	210
いなべ市	242	152	25	69	94	143	157	300	168	226	394
志摩市	214	157	11	34	45	177	149	326	188	183	371
伊賀市	538	338	57	138	195	273	408	681	330	546	876
(市計)	8,721	5,061	969	2,639	3,608	4,631	5,543	10,174	5,600	8,182	13,782
木曾岬町	31	18	8	9	17	15	17	32	23	26	49
東員町	106	57	16	29	45	66	52	118	82	81	163
菰野町	272	108	21	89	110	138	132	270	159	221	380
朝日町	40	27	11	20	31	18	18	36	29	38	67
川越町	72	30	8	18	26	36	40	76	44	58	102
多気町	85	62	7	28	35	48	64	112	55	92	147
明和町	121	63	10	34	44	50	90	140	60	124	184
大台町	54	36	1	11	12	35	43	78	36	54	90
玉城町	94	50	10	12	22	50	72	122	60	84	144
度会町	38	25	5	12	17	21	25	46	26	37	63
大紀町	43	31	4	10	14	35	25	60	39	35	74
南伊勢町	82	57	2	7	9	67	63	130	69	70	139
紀北町	100	71	10	19	29	78	64	142	88	83	171
御浜町	52	36	4	9	13	35	40	75	39	49	88
紀宝町	55	40	4	19	23	42	30	72	46	49	95
(町計)	1,245	711	121	326	447	734	775	1,509	855	1,101	1,956
県合計	9,966	5,772	1,090	2,965	4,055	5,365	6,318	11,683	6,455	9,283	15,738

年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数(R3.4.1)

(単位:人)

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	3,254	3,926	7,180
	女	2,111	2,392	4,503
	計	5,365	6,318	11,683
18歳未満	男	746	2,040	2,786
	女	344	925	1,269
	計	1,090	2,965	4,055
合計	男	4,000	5,966	9,966
	女	2,455	3,317	5,772
	計	6,455	9,283	15,738



(8) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

(9) 判定業務

医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。

判定には、書類判定と来所判定があります。

令和2年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月3回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第2・4木曜日	10:30～11:30
内科（じん臓）	毎月第2・4水曜日	15:00～16:00
内科（心臓）	毎月第2・4水曜日	9:00～10:00
内科（免疫）	書類判定	随 時
内科（小腸）	書類判定	随 時
内科（呼吸器）	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

(10) 判定等実施状況

令和2年度中に実施した判定依頼件数は857件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が876件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が580件、判定件数が597件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が277件、判定件数が279件でした。

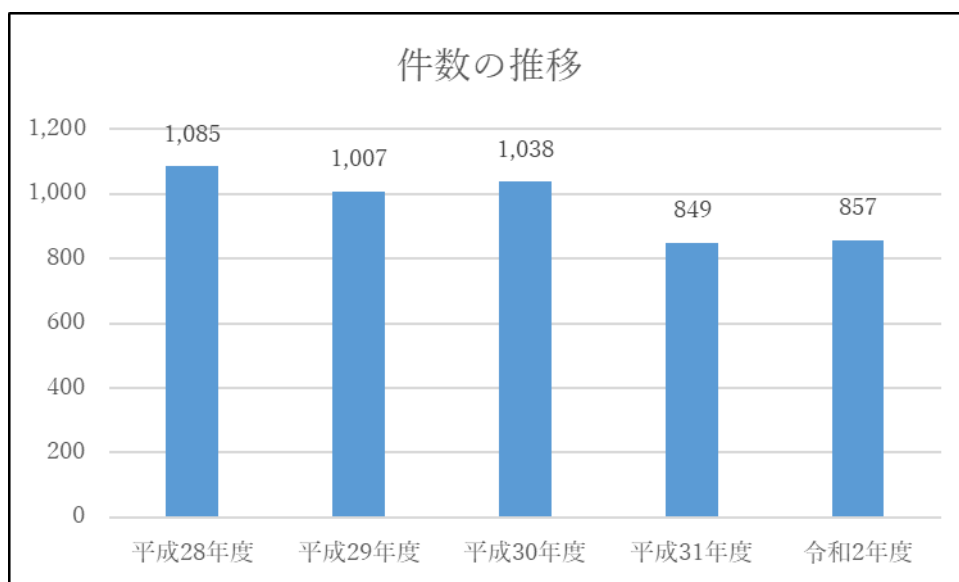
令和2年度判定依頼・判定件数

区 分		来 所	計	構成比
判定依頼内容	更生医療	277	277	32.32%
	補装具	580	580	67.68%
	職業	0	0	0.00%
	施設	0	0	0.00%
	生活	0	0	0.00%
	その他	0	0	0.00%
	計	857	857	
判定依頼件数		857	857	—
判定内容	更生医療	279	279	31.85%
	補装具	597	597	68.15%
	心理判定	0	0	0.00%
	職業判定	0	0	0.00%
	その他	0	0	0.00%
	計	876	876	
判定書交付件数		876	876	

※ 来所には、書類による判定を含む

(11) 判定依頼件数の過去5年間の推移

相談・判定 件数の推移	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
	1,085	1,007	1,038	849	857



(12) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
来所	1,085	1,007	1,038	849	857
巡回	0	0	0	0	0
計	1,085	1,007	1,038	849	857

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成22年度をもって廃止

(13) 判定依頼状況の過去5年間の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
更生医療	304	277	273	235	277
補装具	781	730	765	614	580
心理判定	0	0	0	0	0
手帳診断	0	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	1,085	1,007	1,038	849	857

(14) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	6	1.47%
	弁置換術・弁形成術	6	1.47%
	ペースメーカー植え込み術	0	0.00%
	その他	1	0.25%
じん臓機能障害	透析療法	104	25.49%
	免疫抑制療法	28	6.86%
	腎移植	23	5.64%
肢体不自由	人工関節置換術・他	22	5.39%
	その他	3	0.74%
肝臓障害	肝臓移植	1	0.25%
	免疫抑制療法	1	0.25%
免疫機能障害	免疫調整療法	205	50.25%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	5	1.23%
	顎形成・歯列矯正・他	3	0.74%
視覚障害	水晶体再建術	0	0.00%
計		408	100.0%

*判定依頼1件に複数治療を要す場合は複数进行カウント

(15) 補装具判定の状況

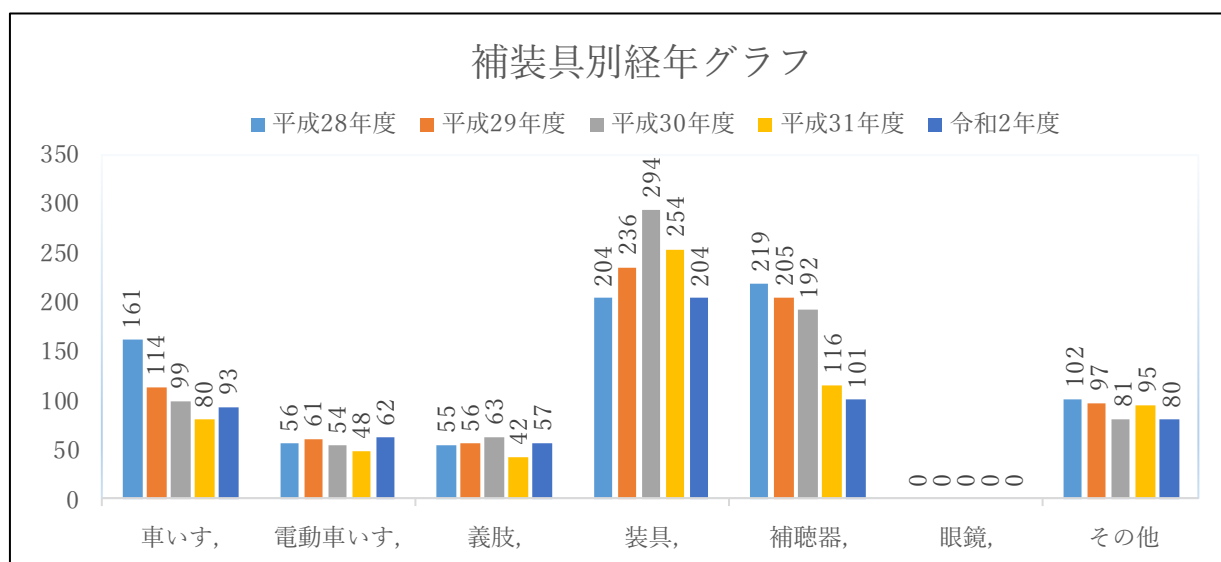
補装具の判定は、装具が最も多く 34,2%、次いで補聴器が 16,9%、車いすが 15,6% となっています。

令和2年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	93	15,6%
電動車いす	62	10,4%
義肢	57	9,5%
装具	204	34,2%
補聴器	101	16,9%
眼鏡	0	0,0%
その他	80	13,4%
計	597	100,0%

※年度別判定状況（過去5年間の推移）

種目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
車いす	161	114	99	80	93
電動車いす	56	61	54	48	62
義肢	55	56	63	42	57
装具	204	236	294	254	204
補聴器	219	205	192	116	101
眼鏡	0	0	0	0	0
その他	102	97	81	95	80
計	797	769	783	635	597



(16) 研修の状況

① 市町障がい者福祉担当職員研修（基礎研修）

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を計画しました。しかし、新型コロナウイルス感染予防のため中止しました。

② 市町障がい者福祉担当職員研修（専門研修）

新型コロナウイルス感染予防のため開催を中止しました。

(17) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を2回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(18) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、30件の指定を行いました。

また、指定更新59件、医師変更承認3件、その他変更届206件を受理しました。

① 指定自立医療機関（登録専門医師数、令和3年3月末）

腎臓	44
腎移植	3
肝臓移植	1
肝臓移植後の抗免疫療法	3
心臓脈管外科	12
小腸	2
免疫	3
中枢神経	2
脳神経外科	6
整形外科	25
形成外科	2
口腔	5
歯科矯正	21
耳鼻咽喉科	5
眼科	8
計	142

② 指定自立医療機関（薬局）

薬局	647
----	-----

③ 指定自立医療機関（訪問看護）

訪問看護	29
------	----

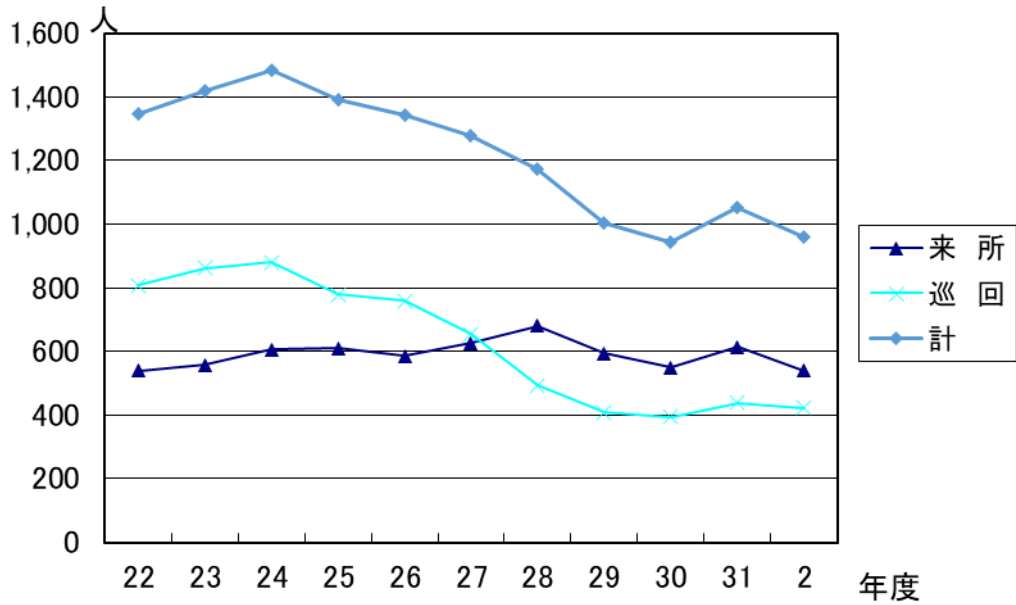
2 知的障害者支援課

(1) 年度別相談人員の推移

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
来所	540	557	605	610	586	625	680	593	550	613	539
巡回	807	862	879	780	758	655	493	409	395	438	422
計	1,347	1,419	1,484	1,390	1,344	1,280	1,173	1,002	945	1,051	961

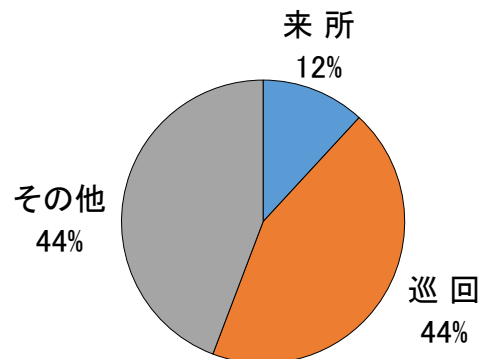
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



(2) 相談形態割合

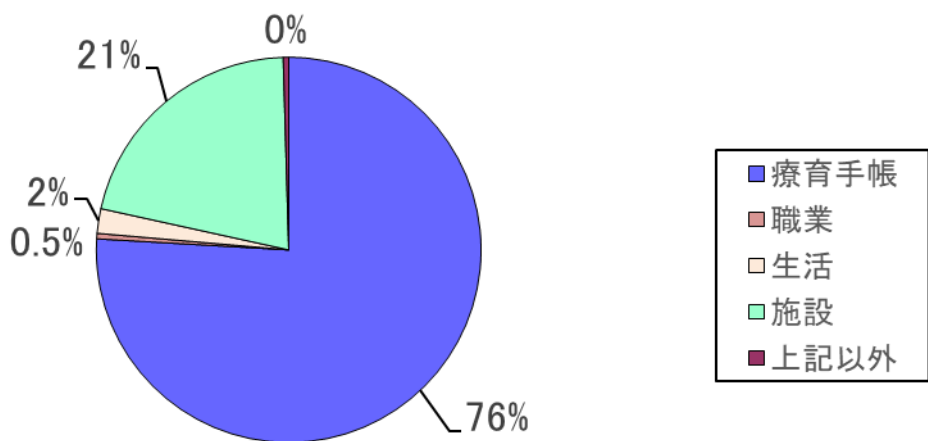
項目	人員	割合
来所	114	12%
巡回	422	44%
その他	425	44%
計	961	100%



(3) 相談判定処理状況

区分		来 所	巡 回	その他	合 計
取扱人員		114	422	425	961
相談内容	施設	29	92	12	133
	職親委託	0	0	0	0
	職業	0	2	8	10
	医療保健	0	2	0	2
	生活	4	9	0	13
	教育	0	0	0	0
	療育手帳	86	331	88	505
	その他	0	0	318	318
	計	119	436	426	981
判定内容	医学的判定	0	0	0	0
	心理学的判定	101	358	1	460
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	18	43	13	74
	計	119	401	14	534
判定書 数等 交付	障害支援区分	0	0	0	0
	療育手帳	86	326	33	445
	その他	20	38	320	378
	計	106	364	353	823

☆ 巡回



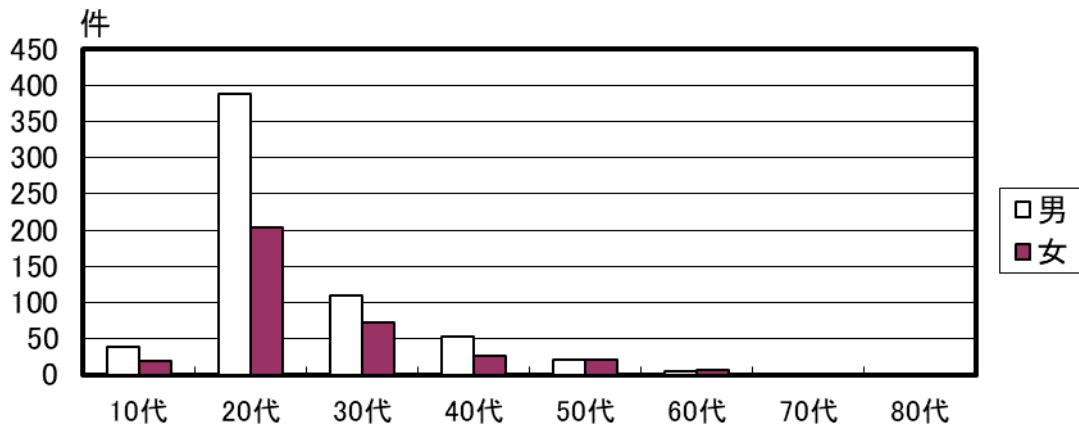
(4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計
津市	141	21	0	0	0	4	0	73	45	143
四日市市	147	15	0	1	1	0	0	74	60	151
伊勢市	65	13	0	0	0	3	0	32	18	66
松阪市	83	10	0	0	0	1	0	41	31	83
桑名市	45	5	0	5	0	2	0	19	16	47
鈴鹿市	128	14	0	1	0	1	0	70	45	131
名張市	53	14	0	0	1	0	0	31	9	55
尾鷲市	8	1	0	0	0	0	0	5	3	9
亀山市	20	1	0	1	0	0	0	11	7	20
鳥羽市	15	3	0	0	0	0	0	6	7	16
熊野市	21	4	0	0	0	0	0	12	7	23
いなべ市	20	2	0	0	0	0	0	10	8	20
志摩市	18	4	0	0	0	0	0	7	7	18
伊賀市	61	13	0	1	0	0	0	34	14	62
市計	825	120	0	9	2	11	0	425	277	844
木曾岬町	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4
東員町	7	3	0	0	0	0	0	2	2	7
菰野町	19	0	0	0	0	0	0	12	7	19
朝日町	7	0	0	0	0	0	0	4	3	7
川越町	13	0	0	0	0	1	0	7	5	13
多気町	8	2	0	0	0	1	0	4	2	9
明和町	8	0	0	1	0	0	0	4	3	8
大台町	4	0	0	0	0	0	0	3	1	4
玉城町	15	0	0	0	0	0	0	8	7	15
度会町	3	1	0	0	0	0	0	1	1	3
大紀町	2	1	0	0	0	0	0	0	1	2
南伊勢町	6	3	0	0	0	0	0	2	1	6
紀北町	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
御浜町	8	2	0	0	0	0	0	3	3	8
紀宝町	4	1	0	0	0	0	0	3	0	4
町計	112	13	0	1	0	2	0	59	38	113
県計	937	133	0	10	2	13	0	484	315	957
県外	24	0	0	0	0	0	0	21	3	24
合計	961	133	0	10	2	13	0	505	318	981

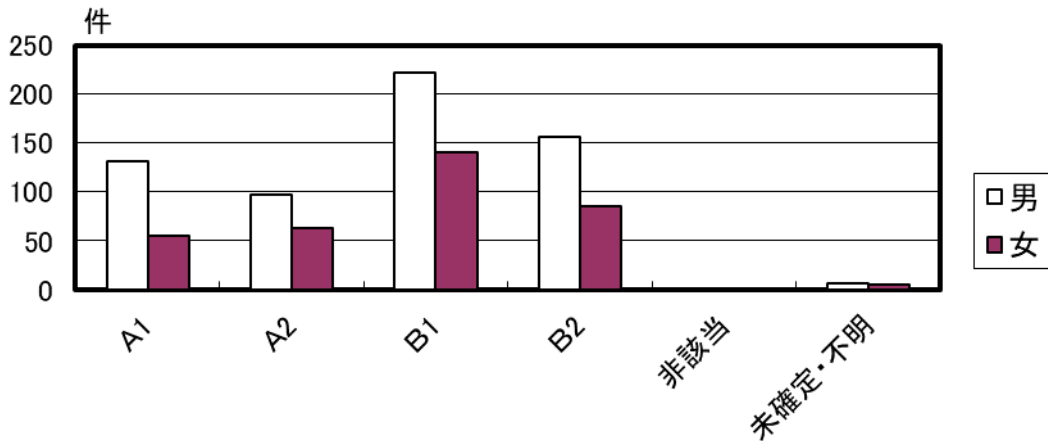
障害保健福祉圏域別相談判定状況

圏域名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
桑名員弁	76	10	0	5	0	2	0	33	28	78
四日市	186	15	0	1	1	1	0	97	75	190
鈴鹿亀山	148	15	0	2	0	1	0	81	52	151
津	141	21	0	0	0	4	0	73	45	143
松阪多気	103	12	0	1	0	2	0	52	37	104
伊勢志摩	124	25	0	0	0	3	0	56	42	126
伊賀	114	27	0	1	1	0	0	65	23	117
紀北	12	1	0	0	0	0	0	9	3	13
紀南	33	7	0	0	0	0	0	18	10	35
県外	24	0	0	0	0	0	0	21	3	24
合計	961	133	0	10	2	13	0	505	318	981

(5) 男女別年齢別相談件数

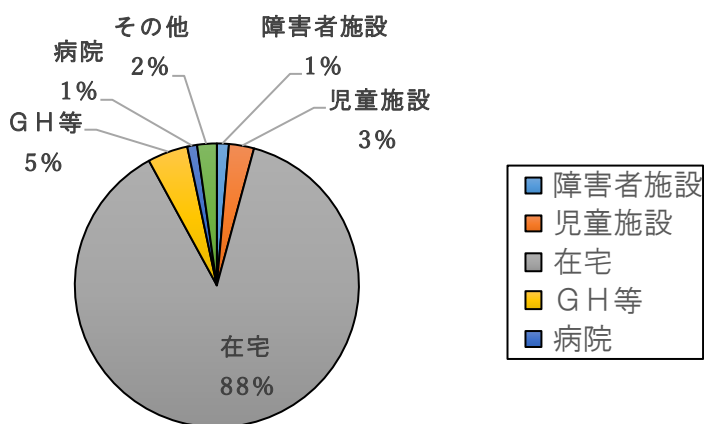


(6) 男女別程度別相談件数

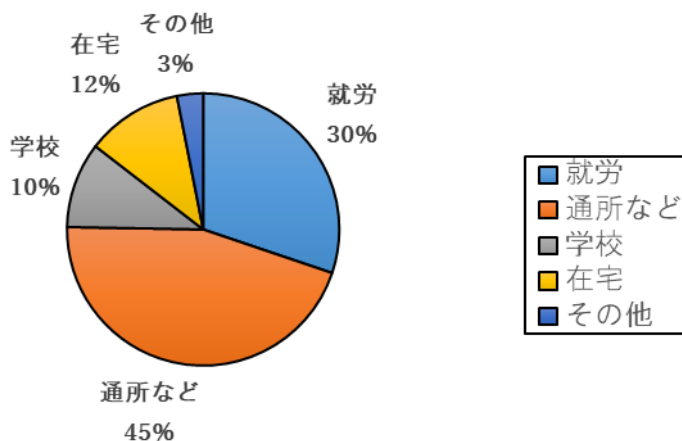


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



(8) 地域支援の状況

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい者入所調整会議）に計 22 回出席（うち書面審査 4 回）し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には計 5 回参加しました。

② 入所調整

知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、令和 2 年度に新たに待機者名簿へ掲載した者は 51 名でした。入所した対象者は 29 名で、待機者（実人数）は令和 3 年 4 月 1 日現在で 291 名となりました。待

機者（実人数）は、平成 26 年度の 295 名から年々減少し、平成 29 年度には 262 名となりましたが、平成 30 年度からは増加に転じました。また、待機者 291 名のうち優先度 A が 14 名、B が 90 名、C が 182 名、D が 5 名で、施設の空きが出てもただちに入所を希望しない C や D の人が半数以上を占めている状態です。

入所調整については、平成 23 年度に「三重県障害者支援施設利用調整実施要領」を制定し実施してきたところですが、平成 25 年度には市町や施設の意見も参考にしながら要領の改正の検討を行いました。主な改正点は、地域の協議会等での入所検討資料にサービス等利用計画等を用いることや、福祉型障害児入所施設に入所している過剰児のうち障害者支援施設への入所が必要な者についての優先度の見直し等です。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

また、平成 27 年度、平成 29 年度には優先度に関するガイドラインの見直しを行い、短期入所が長期に亘っており、今後も継続して施設入所が必要な者等についての優先度を検討しました。（平成 28 年 4 月 1 日施行、平成 29 年 9 月 1 日施行）

令和元年度には市町が入所の必要性を検討する際、県障害者相談支援センターの入所判定を依頼することの明確化等の改正を行いました。（令和元年 5 月 1 日施行）

③ 行動観察事業

令和 2 年度に行動観察事業を利用した利用者は 1 名でした。また、利用にあたっての事前検討や、利用中、利用後の支援のために「城山れんげの里」を含めた関係機関のケース会議を随時実施しています。

（9）研修の状況

① 市町障がい者福祉担当職員基礎研修（知的障害者支援課担当分）

知的障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を計画しました。しかし、新型コロナウイルス感染予防のため中止しました。

② 知的障がい者福祉専門研修

新型コロナウイルス感染予防のため開催を中止しました。

令和3年度版

事 業 概 要

発 行

令和3年7月
三重県障害者相談支援センター
〒514-0113
三重県津市一身田大古曾670番地2
電 話 (059) 236 - 0400
